
プロジェクト	金融商品に関する会計基準の開発
項目	「金融商品に関する会計基準の改正についての意見の募集」に寄せられた主なコメントの概要

本資料の目的

1. 当委員会は、我が国の金融商品に関する会計基準の開発（改正）に着手するか否かを決定する前の段階で、適用上の課題とプロジェクトの進め方に関する意見を幅広く把握する目的で、2018 年 8 月 30 日に「金融商品に関する会計基準の改正についての意見の募集」（以下「意見募集文書」という。）を公表し、2018 年 11 月 30 日まで広く一般から意見を募集した。
2. 本資料は意見募集文書に寄せられた主なコメントのうち、全般的事項の概要を紹介することを目的としている。

主なコメントの概要

3. 意見募集文書に対して寄せられた主なコメントの概要については、以下の順番で次ページ以降に記載している¹。
 - (1) 全般的事項（質問 2、質問 3、質問 4 および質問 7）

¹ 当該概要については、必ずしも回答者が回答した質問番号の箇所に記載しておらず、便宜的に記載箇所を変えているものがある。

(全般的事項 - 質問 2、質問 3、質問 4 および質問 7)

金融商品に関する会計基準の開発の意義について

4. 金融商品に関する会計基準の開発に着手することは、我が国の会計基準を高品質なものとするにつながり、国内外の企業間の財務諸表の比較可能性を向上させることに寄与し得ると考える。
 - (1) 金融商品に関する会計基準の開発に着手することは、幅広く利害関係者の意見を集約する機会となるため、それが会計基準の高品質化につながるものと考えられる。
 - (2) 我が国の金融商品に関する会計基準は、設定以来、抜本的な改正が行われていないが、IFRS および米国会計基準においては、金融商品に関する会計基準の大幅な改訂を行っており、結果として国際的な会計基準と我が国の金融商品に関する会計基準に差異が生じている。このため、金融市場の環境も変化していることも踏まえ、国際的な会計基準との整合性を図って、我が国の金融商品に関する会計基準の開発に着手することは、国内外の企業間の財務諸表の比較可能性を向上させることになると考えられる。
 - (3) 金融危機で顕在化した Too Little Too Late 問題へ対応するために開発された IFRS 第 9 号と、新基準の内容が近づけば、金融機関の財務健全性に関する国際比較が容易になる。
 - (4) 連結グループ全体での経営管理指標の一本化を考えた時に IFRS での統一が考えられ、単体の日本の金融商品に関する会計基準と IFRS とに異なる取扱いがある現状においては、日本基準から IFRS への組み替えや 2 つの基準をフォローし続ける必要があり、過大な実務負担となっているため、実務負担を解消する観点でも改訂に賛同する。
5. 金融商品に関する会計基準の開発に着手することは、我が国の会計基準を高品質なものとするにつながる可能性があるが、国際的な会計基準との整合性を図ったとしても、国外の企業との財務諸表の比較可能性の向上は、一定程度に留まる可能性が高い。
 - (1) IFRS および米国会計基準は、重要な部分で異なっている事項が多く存在し、国際的な統一ルールは現在ない。また、IFRS 第 9 号の適用が始まってから間もない中、多数の論点が挙げられているほか、米国会計基準の改正金融商品に関する会計基準は一部がまだ適用されていないため、どちらがより高品質であるとは必ずしも言えない。よって、国際的な会計基準との整合性を図ったとしても、

国外の企業との財務諸表の比較可能性の向上は一定程度にとどまる可能性が高い。

6. IFRS 第 9 号をそのまま取り込むとした場合は、我が国の会計基準の高品質化および財務諸表の比較可能性の向上には寄与しない可能性がある。IFRS 第 9 号をそのまま取り込むことは、生保業界に大きな影響を与え、ひいては投資家の意思決定に資する有用な財務情報の提供には繋がらないおそれがあるため、反対である。仮に開発に着手する場合でも、影響度を見極めつつ、慎重に検討を進める必要がある。
7. 国際的な整合性の向上を目指した我が国の会計基準の開発より、会計基準の高品質化が進むか否かは、どちらともいえない。
 - (1) 金融危機時などに予想信用損失モデルによる減損処理がかえって恣意的に運用されるリスクが懸念され、保守的な日本基準に比べて一概に高品質とは言い切れない。
 - (2) 債券については、償却原価法の適用の線引きが曖昧で恣意的になる。
 - (3) IFRS 第 9 号と同様な会計処理に対応するコストなど、一般企業へ新基準を導入する実務上の負担が重い。
8. 金融商品に関する会計基準の開発に着手することに反対する。
 - (1) IFRS は、すでに任意適用が認められており、本基準を必要とする企業は、順次、適用を進めている。その他の企業について、「高品質化」や「比較可能性の向上」を目的として IFRS の考え方を導入する意義は乏しく、IFRS の任意適用も含め、現行の我が国の会計制度の枠組みを引き続き維持することが適当である。
 - (2) 我が国の金融商品に関する会計基準は、導入後 20 年を経過しているが、金融危機時も含め、大きな問題は発生しておらず、十分に高品質なものとして定着・機能している。
 - (3) 金融機関において、会員からの出資に基づき、日本国内の限定された地域において事業を展開している協同組織金融機関とグローバルな事業展開をしている銀行等では、その規模や特性が異なることから、別の会計基準を設けるべきである。
 - (4) 信用組合の事業範囲は、日本国内の限定された地域であるため、グローバルな事業展開をしている企業等に対する会計基準との整合性を図る必要性は乏しいと考えられるため、会計基準の改正のメリットとして挙げられている「金融危機時以降に改正された国際的な会計基準との整合性を図ることになり、国内外

の企業間の財務諸表の比較可能性を向上させることに寄与し得る」は、信用組合においては該当しない。

- (5) 労働金庫は、非営利原則及び会員に対する直接奉仕の原則に基づき設立・運営されており、また、労働金庫への出資は、株式と異なり、時価により取引されることはない。よって、第三者が労働金庫へ投資することは現実には起こりえない。労働金庫の事業範囲は、日本国内のみに限られており、国際的な財務諸表の比較可能性が求められることもない。

また、労働金庫への出資者である労働組合等が労働金庫の財務諸表を利用する目的は、自らの出資が労働金庫の事業運営に適切に使用されているのかを確認するためであり、投資家のように投資先を選定するためではない。今回の改正は、国際基準による企業価値計測を表すものと言えるが、国際的な財務諸表の比較という必要性をもたない労働金庫の出資者にとっては、その利用目的に適うものではないし、むしろ時系列比較の観点からの理解を妨げるものとなりかねない。

- (6) 基準開発により、融資や余資運用におけるビジネスモデルへの影響やシステム構築などにより、法人への負荷および適用に際する混乱は極めて大きなものと想定され、国内で活動する企業や非上場企業にとっては、導入コストを上回るベネフィットが得られるとは考えにくい。

- (7) IFRS は、我が国の中小企業金融の特性と整合していない。そのため、融資姿勢が消極的になり、金融仲介機能を阻害するおそれがあると懸念される。これらの影響は、単に金融業の問題にとどまらず、一般事業者も含めた日本経済全体に波及する問題と考えられるため、慎重に議論されるべきである。

9. その他、下記の意見がある。

- (1) 会計基準の開発に着手するという方向性を基本的には支持する。ただし、財務諸表に求められるのは、第一に、実態を適正に表示する機能であり、それは「比較可能性」よりも優先される。国際的な会計基準の品質が劣るという点を踏まえれば、「比較可能性」を持ち出すのは賢明な発想とはいえない。

審議資料(3)

10. 本件開発の検討に至った場合において考慮すべき事項について、下記の意見がある。

- (1) 国際的な整合性を図ることに過度に傾倒した検討にならないよう、留意が必要である。
- (2) 会計基準が高品質なものであるためには、投資家の意思決定に資する有用な財務情報が提供される必要があり、比較可能性を重視して国際的な会計基準の取扱いを採用する際には、我が国固有の取引慣行を十分勘案したうえで、経済実態を適切に反映するか否かの観点から、十分に議論すべきである。
- (3) IFRS 又は米国会計基準の内容を導入するかどうかを検討するのではなく、我が国の現行の金融商品に関する会計基準を、IFRS 及び米国会計基準の内容と比較したうえで、我が国における金融商品に関するリスク管理の実務を踏まえ、全体的に首尾一貫した会計基準を開発すべきである。会計基準に準拠した会計処理を行うためのシステム対応等の技術的な課題については、その後に検討すべきである。
- (4) 検討にあたっては、まず現行の金融商品に関する会計基準の問題点を洗い出し、分析するところから着手し、IFRS と比較しつつも、実務負担を考慮の上、妥当かつ現実的な会計処理を検討願いたい。場合によっては、IASB に対し、IFRS の見直しを働きかけることも視野に入れて取り組んでいただきたい。
- (5) 会計基準の開発にあたっては、IFRS 任意適用企業へのアウトリーチを積極的に行うことが望ましい。IFRS 第9号を適用するにあたっての具体的論点が明確となり、我が国の実態に即した基準開発を進めることが可能となるためである。
- (6) 国際的な会計基準の開発段階等において寄せられたコメントも踏まえて、会計基準の変更によって得られる便益とそれによって発生する実務上のコストを慎重に分析のうえ、基準開発の要否を検討していくことが必要である。便益とコストの比較を確り行うことは、関係者の理解を促すことにもつながるため、十分な検討をお願いしたい。
- (7) 会計基準の開発は、上場企業のみならず非上場企業まで影響することに加え、個別財務諸表が税制と密接な関係にあり税務にも影響しうること、さらには分配可能額算定の観点から会社法とも密接な関係にあることも視野に入れたうえで、慎重な検討が必要である。
- (8) 金融商品は、多くの企業が保有するものであり、会計基準が開発された場合、ビジネスモデルや投資戦略、リスク管理手法、システム改修等の大きな変化が伴う可能性があることから、欧米において新基準の適用後に判明したメリット・

審議資料(3)

デメリットに関する情報も取り込みながら、我が国の実務実態に即した基準開発が必要である。

- (9) 投資家に提供する情報の有用性が担保されることを前提に、金融商品の事業上の位置付けや重要性に応じて、簡便な会計処理や開示を容認することについても検討いただきたい。
- (10) IFRS 第9号と米国会計基準には多くの差異が見られるうえ、いずれも適用が始まったばかりであり、未だベネフィットを確認できていない。仮に開発を行う場合であっても余計な手戻りが生じぬよう、適用後レビューの動向や適用企業（特に金融機関）の行動にどのような影響を与えたか、損益や引当水準にどのような変化があったか等なども見極めたいうえで、慎重に検討していただきたい。
- (11) 本件開発が、我が国の会計基準を「高品質なもの」とし、「比較可能性の向上」につながるかを慎重に検証すべきである。「高品質な会計基準」とは、どのようなものが不明確であるため、検討を行うにあたっては、「高品質」の定義を明らかにする必要がある。
- (12) IFRS には原則主義が採用されており、現行の日本基準に比べて自由度が高まることで、かえって国内企業間の比較可能性が低下する可能性があることについて留意すべきである。
- (13) 金融庁「融資に関する検査・監督実務についての研究会」における、現行の引当・償却の見直し（引当への将来予測的な情報の反映等）の検討結果を踏まえたものにすべきである。本研究会の審議結果と IFRS や米国会計基準を比較し、基準開発が品質や比較可能性の向上につながり得るか、基準導入のコストを超える便益が得られるかを十分に検討いただきたい。仮に同研究会の検討結果と大きく異なる仕組みが導入される場合、銀行にとっては対応に二度手間を要することとなる。
- (14) 金融機関の公共性を踏まえ、金融商品に関する会計基準の見直しを行うことによる間接的な影響を検討すべきである。同基準の見直しの直接的な影響を最も受ける業種は金融業と考えられるが、その結果、融資行動に悪影響が生じるおそれがある。

プロジェクトにおいて検討する範囲について

11. 「金融資産の減損」について、下記の意見がある。

(優先順位は高いとする意見)

- (1) 金融危機後の会計基準の見直しにおいて、予想信用損失モデルの導入が国際的な潮流となっており、日本基準の国際的な整合性を図る観点から、開発の優先順位は高いと考えられる。
- (2) 銀行の資産の大宗を占める貸出金の評価に関連することから、優先的に検討のうえ、十分な時間をかけて議論すべきである。
- (3) 全て同時に開発するのが理想ではあるが、それが困難であれば、常に3分野の関係を意識しつつ、まずは、日本基準と国際的な会計基準との差異が大きい「金融商品の分類および測定」および「金融資産の減損」の検討を先行して行うことが望ましい。
- (4) 従来とは概念が大きく異なる予想信用損失モデルによる「金融資産の減損処理」は、金融検査マニュアル廃止後の金融機関の経営や評価と密接に関連するため、優先的に検討すべきである。
- (5) 「金融資産の減損」は、予想損失モデルを採用する国際的な会計基準との比較可能性の観点から重要である点、銀行等金融機関に与える影響が大きく、基礎データの収集等にも相応の時間が必要である点を鑑み、最も優先的に検討すべきである。
- (6) IASB および FASB が世界的な金融危機の際における減損の認識への批判に対応するため、将来予測的な予想信用損失モデルを導入したことを踏まえれば、日本基準においても国際的な会計基準と同様のモデルの導入を検討することは、金融危機等の有事にも対応し、かつ財務諸表間の比較可能性を向上させることにつながると考えられることから、「金融資産の減損」が重要と考える。

12. 「金融商品の分類および測定」について、以下の意見がある。

(優先順位は高いとする意見)

- (1) 「金融資産の減損」の検討に当たっては、減損の対象となる資産や測定基礎を特定する必要があることから、「金融商品の分類および測定」のうち「金融資産の減損」に関連する部分については、「金融資産の減損」と同時または先行して検討する必要がある。なお、「金融商品の分類および測定」については、幅広く実務への影響が生じると考えられることを踏まえ、慎重に検討すべきである。
- (2) 全て同時に開発するのが理想ではあるが、それが困難であれば、常に3分野の関係を意識しつつ、まずは、日本基準と国際的な会計基準との差異が大きい「金融商品の分類および測定」および「金融資産の減損」の検討を先行して行うことが望ましい。
- (3) 「金融商品の分類および測定」は、「金融資産の減損」の要求事項の対象となる金融資産の範囲（例えば、「金融資産の減損」の要求事項の対象範囲に、有価証券やオフバランス項目を含めるか。）や測定方法（例えば、「金融資産の減損」の測定方法に、実効金利に基づく貨幣の時間価値の反映を織り込むか。）にも関連し得るため、「金融資産の減損」とあわせて検討すべきである。

(優先順位は低いとする意見)

- (4) 「金融商品の分類および測定」については、IFRS 第9号の考え方をそのまま取り込んだ場合、現行と比較すると純損益や純資産の変動が大きくなり、投資行動や財務戦略に影響を及ぼす可能性がある。特に生保業界にとって業種別21号（責任準備金対応債券区分）および満期保有目的の債券の取扱いは、特に重要な論点である。こうした会計上のミスマッチを解消するための手当てが不可欠となる点を踏まえれば、開発に向けた難易度は高く、優先順位は低いと考えられる。
13. 新基準の開発プロジェクトを開始する時点では、特に優先順位を付けず、可能ならば「金融商品の認識の中止」を含む4分野で、同時に検討を進めるべきである。
- (1) 各分野とも現行基準から大幅な改訂となるうえに、相互に関連する検討項目も多いため、段階的に基準化されると新基準の全貌が解り難い。
14. 基準の見直しに反対であり、「金融商品の分類および測定」、「金融資産の減損」および「ヘッジ会計」のいずれも検討されるべきではない。

15. 「ヘッジ会計」について、以下の意見がある。

(優先順位は低いとする意見)

- (1) すべての分野を同時に検討することは困難であると考えられることに加え、IASBにおいて「動的リスク管理」(マクロヘッジ)にかかわるプロジェクトが進行中であるため、当該プロジェクトの結論を見極めたうえで、検討を行うべきである。
- (2) ヘッジ会計については、公正価値ヘッジは、IFRSと米国会計基準が同様である一方、キャッシュ・フロー・ヘッジおよび純投資ヘッジについては、日本基準と米国会計基準が同様の処理となっている状況において、ヘッジ会計の開発に着手することが果たして比較可能性の向上に繋がるのか疑問が残る。IASBにおいて、マクロヘッジに関する議論が途上の中で、当該処理に対しての手当てが不可欠となる点を踏まえれば、開発に向けた難易度は高く、優先順位は低いと考えられる。
- (3) 「ヘッジ会計」については、国際的な会計基準とは異なるものの、長年適用されてきた実務が定着しており、かつ、当該実務が会計事象や取引を適切に反映していないなどの会計上の取扱いを見直す要請はあまり聞かれないため、その観点からの緊急度は高くないと考えられる。
- (4) 「ヘッジ会計」については、他の2つの分野(「金融資産の減損」および「金融商品の分類および測定」)の方が優先順位が高いということは理解するものの、金融商品に関する会計基準の一部についてのみ国際的な会計基準との整合性を図ることには慎重であるべきであるため、最終的には「ヘッジ会計」も検討の対象とすることを明らかにすべきである。

その他、下記の意見がある。

- (5) 「ヘッジ会計」は、実務上の優先順位が高い。

16. 「金融商品の認識の中止」について、以下の意見がある。

(本プロジェクト等において一定の検討を行うべきとする意見)

- (1) 「金融商品の認識の中止」については、日本基準の財務構成要素アプローチとIFRSのリスク経済価値アプローチにより、B/Sが大きく異なってくる場合があることから、IFRSを日本基準に取り込んだ場合に考えられる影響を分析し、プロジェクトの範囲に含めるか否か検討することが考えられる。

審議資料(3)

- (2) 特定の分野に日本基準と IFRS で異なる取扱いが残る場合、不完全な形でのコンバージェンスが図られることになるため、「金融商品の認識の中止」もプロジェクトの範囲に含める、もしくは「金融商品の認識の中止」を今後検討する際、今回のプロジェクト対象となっている「金融商品の分類および測定」等の項目と整合性が取れる内容となるよう留意すべきである。
 - (3) 米国会計基準においては、世界的な金融危機の後、適格特別目的事業体の取扱いに関する改正が行われるなど国際的な会計基準との乖離は大きいと考えられる。また、市場関係者の関心が高い分野であり、過去に基準諮問会議にテーマ提案されたものの「今後の連結・特別目的会社専門委員会の動向を見守る」とテーマ提言に至らなかった経緯がある。これらを踏まえ、連結範囲の包括的な検討まで待つべきではなく、今回のプロジェクトの検討範囲に含めるべきである。
 - (4) 「金融資産の認識の中止」については、IFRS と米国会計基準の規定が異なっている。現行の日本基準は、会計基準開発当時の米国会計基準における考え方に基づいて定められたものと考えられるが、その後の米国会計基準における改正の内容は検討されていない。特別目的事業体の連結範囲と密接に関連する論点ではあるが、少なくとも米国会計基準の改正の内容や、国際的な会計基準に基づく会計処理との比較を可能とする開示の検討を行うことは必要と考える。
 - (5) 「金融商品の認識の中止」は、特別目的事業体の連結範囲と密接に関連する論点である点は理解するものの、財務構成要素アプローチを採用している我が国の会計基準と国際的な会計基準の間では基本アプローチの相違があり、実務において論点になることも少なくない分野であることから、早急に他のプロジェクトにおいて検討に着手すべきである。
17. 「負債および資本の分類」について、以下の意見がある。
- (1) 負債か資本かの分類について、日本基準と IFRS には差異があると理解しており、金融商品の発行者、保有者の両者に適用上の課題が生じると想定されるため、本論点についても今後の検討対象として留意いただきたい。
 - (2) 負債および資本の分類についても検討対象に含めることが望ましいが、現在、IASB において行われている議論の方向性が明らかになった時点で、我が国の会計基準の開発の可否を検討することが望ましい。負債および資本の分類を、法的形式に基づく分類とするか、会計基準に基づく分類とするかで財務諸表に大きな影響がある（例えば、優先株式や劣後社債）が、現在、IASB は、資本性金融商品の定義の明確化プロジェクトを進めている。負債と資本の分類は、規制

審議資料(3)

業種における優先株式や劣後債、基金等の分類を始め、会社法その他の法規制上の取扱いとの調整が必要であり、短期間で再び見直すことが必要となる事態は、法制度の安定上、避けるべきであると考えます。

- (3) 我が国の会計実務における金融負債と資本（純資産）の分類は、会社法の制約から、国際的な会計基準と異なる点があり、国内外の財務諸表の比較可能性を阻害している可能性があることから、金融負債と資本の分類についても検討することが望ましい。
- (4) 今回の意見募集文書で触れられていない課題として、IAS 第 32 号との関係が挙げられる。IAS 第 32 号は、今回の検討対象ではないと認識しているが、仮に IAS 第 32 号を日本基準に取り込んだ場合、法的形態を重視するのではなく、契約上の取り決めの実質を評価することになるため、現行の純資産の部とは大幅に異なる分類となる可能性（劣後債等）がある。また、副次的な影響としては、例えば、劣後債に関しては資本に分類される可能性があるが、その場合、ヘッジ対象とならなくなるため、経済的にはヘッジ効果があるにも関わらず、会計上は、デリバティブ側のみの時価変動が純損益に認識されるというミスマッチが生じることになる。

11 項目の優先順位について

18. 「【項目 6】 予想信用損失の認識」および「【項目 7】 予想信用損失の測定」を優先すべきである。また、「【項目 4】 償却原価」もこれらに関連するため、あわせて検討することが望ましい。
19. 「【項目 1】 金融資産の分類」、「【項目 6】 予想信用損失の認識」および「【項目 7】 予想信用損失の測定」を優先すべきである。「【項目 4】 償却原価」は、「金融資産の減損」に関する項目に次いで、又は、関連して、優先的に検討すべき事項である。それ以外では、現行の日本基準の取扱いが、IFRS および米国会計基準のいずれとも整合していない項目を優先することが考えられる。例えば、以下の項目が挙げられる。
- 「【項目 1】 金融資産の分類」および「【項目 2】 金融負債の分類」のうち、管理上組込デリバティブを区分しているときは、区分処理することができる取扱いや公正価値オプション
 - 「【項目 8】 ヘッジの種類と会計処理」のうち、金利スワップの特例処理や振当処理
 - 「【項目 11】 ヘッジ会計の適格要件」のうち、公正価値ヘッジにおけるヘッジ非有効部分の処理
20. 3 分野の優先順位については、「金融資産の減損」が相対的には高いと考えているが、それ以上の細かな優先順位を付して、ピースミールな検討を進めることは望ましくない。

国際的な整合性を図る対象（優先的に IFRS と整合性を図るか、又は米国会計基準についても検討対象とするか）について

21. 優先的に IFRS と整合性を図るべきである。

(1) IFRS 適用国は、世界的に広がっており、上場企業に対し IFRS を強制適用とする国が過半を占めていることや、国内外の企業間の財務諸表の比較可能性を向上させるとの本プロジェクトの目的、および我が国において連結財務諸表への IFRS 適用会社数は、米国会計基準適用会社数を上回っている状況にも鑑み、優先的に IFRS との整合性を図るべきである。

22. 優先的に IFRS と整合性を図ることが望ましいが、IFRS と米国会計基準で異なる取扱いを定めている点については、米国会計基準も参考にして検討すべきである。

(1) 財務諸表の比較可能性向上の観点からは、世界的に広く採用されている IFRS との整合性を優先的に図るべきであるが、分野や論点によっては、米国会計基準の規定がより日本の実務や商慣行に適している可能性もあるため、我が国の会計基準をより高品質なものとする観点から、IFRS だけでなく、米国会計基準も含めて検討の対象とすべきである。

(2) 米国会計基準を採用する日本企業も一定程度存在することを鑑みれば、IFRS の規定のうち米国会計基準に取り込まれていない規定を、我が国の会計基準に取り込んだ場合の影響分析を実施のうえ、米国会計基準の規定を取り入れることが合理的な項目については、その会計処理を採用することも考えられる。

(3) IFRS、米国会計基準および我が国の会計基準を比較検討したうえで、より優れた基準への取れんを目指すことが、高品質な会計基準の策定につながる。

(4) IFRS と米国会計基準で内容が異なっている事項が多くあり、IFRS のみとの整合性を図ることが日本基準の比較可能性の向上および高品質化に寄与することになるとは限らない。投資家が企業業績を分析するうえで、当該企業の経営実態がより良く反映されるよう改善していくことが開発の目的になると理解しており、こうした観点からは IFRS のみならず米国会計基準についても検討の対象に含めるべきである。

(5) IFRS の全面的な受け入れと必要な規定の上乗せでは、高品質な新基準の開発は難しいであろう。まずは、IFRS の規定を一つずつ個別に検討し、①IFRS を受け入れるもの、②日本基準を残すもの、③IFRS よりは米国会計基準を参考に新しく定めるものを明確にすべきである。その後、新基準全体の整合性と品質のバランスを常に意識しながら、個別規定を決めていく他に、適切な開発方法が

思い浮かばない。

ただし、①日本の現状に配慮し過ぎたチェリー・ピッキングでは国際的な整合性が得られず、②IFRS との整合性を優先し過ぎると高品質な我が国の新基準という本来の開発目標から外れてしまう。市場関係者の様々な声を集めながらバランスの良い新基準を開発するという困難な課題に、ASBJ は正面から向き合っていたきたい。

- (6) IFRS 第 9 号の適用が始まってから間もなく、また米国会計基準の改正金融商品に関する会計基準の一部はまだ適用されていないため、どちらがより高品質であるとは必ずしも言えない。金融商品の分野においては、我が国固有の取引慣行があるほか、米国国内企業は、依然として米国会計基準を使用しており世界の資本市場において一定程度の割合を占めていると考えられる。会計基準が高品質なものであるためには、投資家の意思決定に資する有用な財務情報が提供される必要があり、現行の取扱いを見直して国際的な会計基準の取扱いを採用する際には、我が国固有の取引慣行を十分勘案したうえで、IFRS と米国会計基準のいずれが経済実態を適切に反映するか否かの観点から、十分に議論する必要がある。
 - (7) 米国会計基準においては、実務に配慮した規定が数多く存在しており、これらを我が国の金融商品に関する会計基準に反映させることは、意見募集文書にて予備的に識別された適用上の課題の解決に資すると考えられる。
23. 基準の見直しに反対であり、我が国における商慣行や組織形態等を踏まえ、現行の日本基準を維持する対応が検討されるべきである。
 24. 信用組合においては、現行の日本基準によって十分に機能・定着しているものと認識しており、国際的な会計基準を適用する必要性は乏しい。
 25. 「国際的な整合性」そのものを優先すべきではない。場合によっては、IFRS の矛盾、不備について、積極的に発信することが望ましい。

国際的な会計基準との整合性を図る程度(国際的な会計基準の規定を基本的にそのまま取り入れるものとするか、又は会計基準に準拠することにより得られる財務情報が投資家の観点で国際的な会計基準と大きく異なる程度とするか) について

26. 国内外の企業間の財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、国際的な会計基準の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、比較可能性を損なわない程度で我が国の固有の事情を考慮して検討すべきである。

(1) これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわない範囲で、代替的な取扱いを追加することを検討すべきである。

(2) 現行の日本基準と考え方の差異が大きい部分については、コストとベネフィットのバランスの観点も踏まえ、我が国固有の事情を反映させられるように配慮すべきである。

(3) 現行の日本基準は、我が国の経済情勢・金融市場等を念頭に設定されたものと理解されており、単に IFRS に内容を置き換えるような改訂をした場合、かえって我が国の状況を踏まえた基準とならず、財務諸表利用者にとって有用性の低下を招く可能性があるため、外部環境の変化・国際的な整合性にも一定の配慮をしつつ、本邦における妥当かつ現実的な会計処理を改めて検討願いたい。

(4) 金融商品の重要性が低い場合には、比較可能性を損なわせない範囲で簡便な会計処理や開示を容認する等、追加の取扱いを検討すべきである。

(5) IFRS 第9号の規定は、理解が難しい面もあることから、基準の趣旨を歪めない範囲で極力平易な記載やフローチャートの追加等を要望する。

27. 会計基準に準拠することにより得られる財務情報が投資家の観点で国際的な会計基準と大きく異なる程度とすべきである。

(1) 我が国の実務や商慣行を鑑みて、国際的な会計基準の本旨と大きく異なる範囲で独自の取扱いを採用することは、財務諸表の比較可能性を大きく損なうものではなく、我が国の会計基準をより高品質なものとするに寄与するものと考えられる。

(2) 我が国の金融商品に関する会計基準は、既に長年適用されてきており、これに準拠した実務が定着している。また、金融危機時以降に、ともに改正が行われた IFRS と米国会計基準の間でも内容が異なっている事項が多くあり、どちらかがより高品質であるとは言えない。このような状況下で、いずれかの規定

を基本的にそのまま取り入れるものとする、合意形成が困難となり、我が国の会計基準を高品質なものとする機会を逸してしまうおそれがある。

(3) 主に国内で活動している企業等については、海外の企業と比較する必要性は必ずしも高くないため、現行の会計基準を引き続き適用する、又は簡便な方法を許容することも検討すべきである。

(4) 国際的な会計基準と異なる取扱いが規定された場合には、注記等で比較可能性を確保すべきである。

28. 国際的な会計基準との整合性をどの程度図るかは、日本基準の在り方と関係するのではないかと考える。現在、日本基準は、約1万社近い会社において利用されていると言われており、また信用金庫など特定の業種においても利用されている。仮に日本基準の在り方が今後も同様であるならば、国際的な会計基準との整合性を図る程度については、そのような状況も配慮すべきと考える。

他方、仮に上場企業のみ適用されるものである場合（すなわち、現在日本基準を利用している企業（上場企業を除く。）には、別途開発される会計基準が適用される場合）は、より強く国際的な会計基準との整合性や比較可能性が求められることとなり、国際的な会計基準の規定を基本的にそのまま取り入れることが望まれる。

なお、海外でも、上場会社の連結財務諸表はIFRS適用を要求して国際的な比較可能性を確保しつつ、それ以外の財務諸表には現地特有の取引慣行を重視した現地基準の適用も維持することで、作成者側の実務的要求に対応する等バランスをとっている国もある。

29. 基準の見直しに反対であり、我が国における商慣行や組織形態等を踏まえ、現行の日本基準を維持する対応が検討されるべきである。

30. 信用組合においては、現行の日本基準によって十分に機能・定着しているものと認識しており、国際的な会計基準を適用する必要性は乏しい。

連結財務諸表と個別財務諸表において異なる会計処理を定める必要性について

31. 原則として、連結財務諸表と個別財務諸表で同一の会計処理を定めるべきである。
- (1) 連結財務諸表と個別財務諸表で異なる会計処理が要求された場合、連結決算の作成負担が増加することや、規制等対応に関する二重管理やシステムの複雑化につながる懸念がある等、財務諸表作成者に過度な実務上の負担が生じる可能性がある。
 - (2) 高品質な会計基準を開発するという観点より、個別財務諸表においても適用することが望ましい。
 - (3) 複数帳簿の保有や税務調整等の負担の観点から、税法、会社法等関連諸法規との整合性について配慮、又は関連当局との調整を要望する。
 - (4) 実務的に高度な内容が求められ、財務諸表作成者へ過度な負担を強いることが予想されるため、小規模会社等で実務上対応が難しい場合を想定し、別途簡便法を定める等、実務上支障が生じないよう慎重な対応を検討すべきである。
 - (5) 個別財務諸表においては、関連諸法規等（例えば、金融機関における自己資本比率規制、会社法上の配当規制等）の利害調整に関係することが連結財務諸表よりも多いと考えられるため、個々の基準開発においてこれらを考慮の対象として検討を行うことがあり得る。しかしながら、日本基準は、これまで、原則として、連結財務諸表と個別財務諸表の両方に同様に適用されるものとして開発されてきており、金融商品会計基準の検討についても公開会社の連結財務諸表と個別財務諸表において異なる会計処理を定める必要はないと考える。
32. 国際化や比較可能性の向上の観点より、IFRS 任意適用を連結財務諸表だけでなく、個別財務諸表にも認めることで対応することも選択肢の 1 つとして検討すべきである。
33. 開発後の会計基準は、連結財務諸表のみを適用対象とし、個別財務諸表は適用対象とすべきではない。
- (1) 国内外の企業間の財務諸表の比較可能性を向上させることが必要とされるのは、金融商品取引所に自社の株式を上場している会社等が作成する連結財務諸表等に限られると考えられる。他方、例えば、非上場会社が作成する個別財務諸表等については、その必要性が乏しいと考えられるため、既に実務として定着している現行の日本基準を継続して適用することが、財務諸表作成にかかわる費用対効果の観点から望ましい。

審議資料(3)

34. 連結か個別かという観点ではなく、金融資本市場での比較可能性と、そもそも比較の対象となる会社等であるのか（比較対象としての有用性）という観点で検討すべきである。
35. 個別財務諸表への適用については、連単一致で作成したい IFRS 適用企業と、そうでない企業の双方で利害が異なると考えられるが、国際的な比較可能性の観点で適用する必要性は乏しいため、IFRS 適用企業に限って IFRS による個別財務諸表の作成を認めるのが適当と考える。

また、実務上、個別財務諸表に特有の論点がないかを検討したうえで、必要に応じて個別の例外処理を定める必要がある。例えば、税法や会社法等の日本国内規制、連結仕訳で相殺される子会社株式等の取扱いなど、十分に考慮する必要がある。

その他

36. 適用対象企業の範囲について、下記の意見がある。
- (1) 企業の特性によっては、基準開発によるベネフィットが生じないことも踏まえ、過度な負担が生じる項目や実効性が乏しい項目については、適用対象企業の範囲について検討すべきである。
 - (2) 欧州や米国において、国内基準行、非上場銀行もしくは協同組織金融機関が、IFRSを適用しているか、実態を踏まえることが必要ではないか。
 - (3) 国際的な会計基準との整合性を図るために、我が国の会計基準を見直す過程で、特に財務諸表作成者側から、全ての企業が適用することは困難であるとの意見が出る可能性がある。そのような場合、中小企業あるいは非公開企業などが選択可能な代替的処理を検討することが望ましいと考える。
37. 適用時期および経過措置等について、下記の意見がある。
- (1) 国際的な会計基準との整合性を図る場合には、各論点に対する方法論の検討および実務フローの導入（関連するシステム開発および内部統制構築を含む。）に多大な時間を要すると想定されるため、相当程度の準備期間を確保したうえで、強制適用時期を設定すべきである。
 - (2) 会計基準を開発する場合、我が国の会計基準と、IFRS（または米国会計基準）との乖離が大きく、事務フローの確立やシステム対応等について相当の期間を要すると考えられるため、基準の適用には十分な期間や、必要に応じて経過措置を設けてほしい。
 - (3) 実務への影響が非常に大きいため、結論を急ぐことなく相当な時間を掛けて議論を進め、納得感のある結論を出して欲しい。
 - (4) 実務負担や適用日以降の損益に重要な影響を与える場合があるため、IFRS第1号等を参考に、適用初年度の取扱い（経過措置、実務上の便法）を検討する必要があるものとする。特に現行の日本基準では、業種別の特例的な処理が認められているため、国際的な会計基準における取扱いよりも幅広く検討すべきことが想定される。
 - (5) 会計基準を開発する場合、初年度対応は、特に幅広く検討してほしい。海外で適用された経過措置のうち、重要な支障がなかったものについては、少なくとも同様の扱いとしていただきたい。

- (6) IFRS 任意適用企業の状況や開示の見直しが行われると想定されることを考えれば、早期適用の時期についても柔軟な対応が必要である。例えば、米国会計基準においては改正により、開示の削除と追加が同時に行われた場合、開示の削除のみ早期適用できるという事例も存在することも考慮して検討いただきたい。
- (7) 適用時における遡及修正の方法について検討すべきである。具体的には、IFRSと整合させ、比較対象年度を遡及修正するか否かは選択可能とし、また、累積的影響は適用開始日における利益剰余金の期首残高の修正として認識すべきである。

38. ガイダンスの提供について、下記の意見がある。

- (1) 国際的な会計基準は、いわゆる「原則主義」にもとづいて作成されているため、国際的な会計基準との整合性を図る場合は、会計基準への理解や財務諸表の比較可能性を促進するべく、可能な範囲で、実務上のガイダンス等をあわせて開発検討することが考えられる。
- (2) 会計基準を開発する場合、詳細なガイダンスを提供するなど、周知、情報共有の機会を多くいただきたい。

39. 業種別の取扱いについて、下記の意見がある。

- (1) 現行の金融商品会計に関する実務指針においては、金融機関等が業務として行う金融商品に係る取引のうち特殊なもの及び高度なヘッジ手法を用いて行う取引の具体的な会計処理は、別途取り扱うとされている。現状、JICPAの業種別監査委員会報告が、上述の具体的な会計処理の会計上及び監査上の取扱いを明らかにしているが、金融商品に関する会計基準の開発に当たっては、これらの金融機関等の具体的な会計処理についても、検討の対象に含めることが望ましいと考える。
- (2) 我が国においては、保険契約に関する包括的な会計基準が設定されておらず、現行の枠組みにおいては、業種別監査委員会報告第21号「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」及び業種別監査委員会報告第26号「保険業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」が適用されている。金融商品に関する会計基準の開発に当たっては、開発内容を踏まえて、保険業における取扱いを別途定めるなどの検討が必要と考える。

40. 関連法規制等との整合性について、下記の意見がある。

- (1) 本件開発は、関連諸規制に大きな影響が生じる内容であり、検討にあたっては、他の規制との整合性について十分留意してほしい。
- (2) IFRS 第9号を連結会計だけでなく、そのまま単体会計にも取り込む場合、純損益や純資産の変動が大きくなることにより、契約者配当や株式配当に影響を与える可能性がある。また、保険業法55条（基金利息の支払等の制限）や健全性規制、会社法の分配可能額の見直しが必要となる可能性があり、それぞれの定義の変更も含め、必要な手当てを施さなければならない可能性がある。また、現行の金融商品に関する会計基準導入時と同様、税法の改正についても検討が必要と考えられる。仮に現行の税法が存置された場合、IFRS 第9号は、現行税法との乖離が大きいため、会計上の利益と税法上の利益の乖離が非常に大きくなり、税務調整が非常に煩雑になることから、実態的には確定決算主義での対応が困難となる可能性がある。また、税務と会計との乖離が広がると、実務面での負担（簿価の二重管理等）が増大する。税法や保険業法との関連については、直接的には今回のプロジェクトの対象ではないと認識しているが、仮に会計基準を開発するとなった場合には、是非とも関係省庁と連携のうえ対応いただきたい。

41. その他、下記の意見がある。

- (1) 企業側の予見可能性を高めるため、今後のスケジュール感等については早期に示していただきたい。
- (2) 国内外の適用状況、事例課題等の情報提供をしてほしい。

以 上